

# 薬物汚染！ 大麻に手を出すな！！



## 「大麻は大丈夫！」 なんて思っていないですか！

現在、京都府内では、大麻をはじめとする薬物乱用の蔓延が危惧されています。

特に、大麻の乱用者は圧倒的に若者が多く、また、危険な薬物にもかかわらず、インターネット等に「大麻は害が少ない」等と、誤った情報が流れており、身近な人物から誘われる危険性があるので注意が必要です。

### Q&A

## —大麻の危険性を正しく知ろう—

**Q.** 大麻を吸い続けると、体にどのような影響が出るのですか？

**A** 大麻を吸うと、次のような急性症状が出ます。

- ◇不安、錯乱 ◇めまい、嘔吐 ◇のどが乾く
- ◇心臓がドキドキする ◇平衡感覚障害

さらに乱用が続くと…



- ◇意識障害 ◇幻覚・妄想
  - ◇記憶力の低下 ◇パニック症状
  - ◇うつ病
- 等の症状が現れます。

**Q.** 大麻を所持していると、どのような罪になりますか？

- A** 大麻取締法で、
- 所持・譲渡・譲受  
……………5年以下の懲役
  - 輸入・輸出・栽培  
……………7年以下の懲役

大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。また、そのために大麻の種子を提供したりすることは、処罰の対象となります。

**Q.** 誰から、どういう状況で、どんな風に誘われるのですか？

**A** 親密な人から、断りにくい状況を作り出されて抵抗感をなくさせられます。

甘い言葉に誘われ、試してみようという気にさせられます。

**Q.** 薬物の勧誘だと分かったらどうしたらいいですか？

- A** こうした場合には
- 話を打ち切り
  - きっぱりと断り
  - すぐに立ち去る



そして、最寄りの警察署か

違法薬物110番  
(京都府警察本部)  
(075)451-7957

にご相談ください。



発行  
編集

京都府警察本部刑事部捜査第五課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ内町 85 番地 3  
Tel.075-451-911